

令和元年度 八尾市障害児保育審議会議事概要

開催日時：令和2年2月14日（金）

午後1時00分から3時00分

場 所：八尾市立青少年センター 3階集会室

出席者：委員 堀 委員（会長）
前田委員（副会長）
安藤委員
鶴 委員
玉田委員
辻内委員
田村委員
湯本委員
塚本委員
古賀委員
山田委員

事務局 永澤こども施設課長
岡部こども未来部参事
牧野こども施設課課長補佐
重尾こども施設課課長補佐
野本子育て支援課課長補佐

●開会

事務局：・「会議の公開に関する指針」に沿った公開を了承確認

- ・傍聴者確認 3名
- ・資料の確認
- ・開会挨拶
- ・委員紹介

●会長及び副会長の選出

会長に堀委員、副会長に前田委員を選出・承認

●会長挨拶

会 長： こんにちは。座ったままで失礼します。新しい提言ができて審議会が新しくなったので、この機会に会長が変わった方がいいと思うんですけども、そういうことになりましたので、私が務めさせていただきます。よろしく願いいたします。今、文部科学省は特別支援教育の在り方を考えるということで、新しく審議中ですね。先日も第4回の議論の中身が全部公開になっているので見てき

ました。それはおそらく障害者権利条約を日本が批准して、その批准内容に沿って日本が進んでいるかということで、レポートを国としても出して、あるいは市民団体もレポートを出してそれを国連の中にある障害者委員会が読んで、やり取りをして、つまり建設的対話で意見を交換するということですね。意見を出し合って対話をして新しい世の中を作っていこうという趣旨だと思います。レポートを出した国と障害者委員会がやりとりをするんですけど、批准した国がたくさんありまして、予定が延びてきて今年の夏、8月くらいに行われる予定です。国では特別支援教育の在り方をもう一度検討する必要があるということで動き出しているように思います。ご存じのように障害者権利条約は、一言で言えばインクルーシブな社会の実現ということになります。本審議会もですね、そういう理念なのであるべき姿にすぐ到達することは難しい訳ですけど、その理念をめざして、一歩ずつ積み重ねて努力していくということが本当に大事なことなんじゃないかなと思っています。

先程、本庁舎の地下1階のレストランでカレーライスを食べました。待っている間に、一つ向こうのテーブルの男性が話しているんですけど、そこにウエイトレスさんが行って、なにかを聞いたんですね。そして、すぐウエイトレスさんは立ち去った。そして私の前を通りながら「見ているだけ」と言って帰りました。つまりメニューを見ながらしゃべっているのをウエイトレスさんが見て、注文があると思ってずっと近づいた訳です。おそらく軽い障がいのある方だと思います。私はカレーライスを食べた後にコーヒーを追加注文して、お金を払って出たんですけども、その時に「カレー美味しかったですよ」と言ったら、別のウエイトレスさんですけども「そうですか、ありがとうございます」と感じのいい返事をしてくれました。また、レストランの入り口にウエイターさんが立っていて「いらっしやい」と言わずに踊っている。彼はダウン症の方だと思うのです。そのウエイターさんはしばらくしたら店の中に入ってウエイターとしての仕事をしていました。あの店内には、いいインクルーシブな空気の流れっていて、障がいのある方とない方がコンビを組んでやっている、さりげなく協力して市民や職員がやっておられて、よい空気の流れていると思いました。ああいう風に少しずつ努力していくと「気持ちがいいなあ」と思います。今日は挨拶しなきゃいけないということを聞いておりましたので、エピソードを紹介させていただきました。

先程も事務局の方からありましたけれども、審議会としては提言をして終わりということではなくて、提言を実現するために審議会がある。審議会の目的がより一層明確になったと思うんですね。これまでの審議会は昨年度の事業報告を聞いていろいろと委員として感じたこと、課題とか問題点を率直に議論してきたので、流れとしてはただ報告会ということではなくて、少しでも良くなってほしいということでやってきましたけれども、先程ご紹介ありましたように今回は、提言を実現するために少しでもどうしていけばいいのか、という役割が本審議会にあるということだと思います。みなさん、立場にこだわらず率直に意見

を述べていただけたらと思います。審議委員だけでなく市の職員の方にも意見を述べていただきたいと思います。傍聴者の方は手を挙げて意見を言うことは認められてないと思いますけれど、考えるところがありましたら、庁舎に行つて市民として意見を述べていただけたらと思います。この八尾市が他の市町村に負けずとも劣らないインクルーシブな市になっていくために皆様と一緒に考えていければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。それではこれからの議事の進行につきましては会長、よろしくお願いいたします。

●提言の実現に向けた現状報告

会長： それでは、まず次第4. 提言の実現に向けた現状報告を各委員から受けていきたいと思います。本日の配布資料について事務局から説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

<事務局より説明>

それではお手元に資料4「提言推進状況管理表（案）」をご用意ください。この表の見方ですが、まず一番左の列には、インクルーシブ保育の提言5項目を、2列目には提言にあった仕組みづくりのポイント11項目を記載しております。それぞれの行に3つの記載欄を設けておまして、左から「実績・成果（平成30年度を中心に）」という欄、真ん中に「今後の方向性・課題等」の欄、一番右に「仕組みの具体的内容（案）」の欄を設けております。審議会開催に先立ちまして、予め事務局にて各現場の実績状況を委員から聞かせていただいておりますので、資料の「実績・成果」欄についてはその要点を記載した状態としております。

ただいまの案件において現状報告をそれぞれの委員からしていただく際には、委員の皆様には資料の「実績・成果」欄の記載を見ながら聞いていただけたらと思います。各委員報告の際には、提言項目の実績・成果の補足説明に加え、課題に感じていることなどをご報告いただきましたら、現在空欄となつてございます「今後の方向性・課題」の欄が埋まってまいります。さらに次の案件5の意見交換においては、今後の方向性や具体策等の提案を意見交換していただくことで、「今後の方向性・課題等」の欄、「仕組みの具体的内容（案）」を埋めていくこととなります。このように、資料4「提言推進状況管理表（案）」につきましては、本日の次第に沿つて右の2つの空白欄を埋めていくような議事運営をしていただけるようにご用意させていただいた資料でございます。

次に、資料5「平成29年度・30年度実施報告」をご用意ください。こちらの資料につきましては、本日、机上配布資料としてお配りさせていただいたものでございます。毎年それぞれ報告し合うような形の審議会で行っていた時の資料でございまして、今の時点での修正で内容の最新版としてご用意させていただいたものでございます。各委員の説明の際に、こういった数字を用いられる

るよう引き続き連携して取り組んでいくこととしています。5つの提言項目のうち、1については以上です。

会長： 皆様、「提言推進状況管理表（案）」の3列目の実績・成果についてご報告いただきました。新しい審議の進め方になっていきますのでよろしいでしょうか。先程の報告に対するご質問・ご意見等は、後で一括して自由に意見交換を行いたいと思います。後ろにおられる傍聴者の方も、この資料をご覧になられていすね。それでは2番目の「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくりにつきまして、ご報告をいただきます。③、④の分になります。

委員： 公立認定こども園の状況として報告させていただきます。特別支援教育コーディネーターは、今年度認定こども園になってから新しくできた主幹保育教諭の担当のひとつです。今年度は初年度ということもありまして、コーディネーター自身、最初はどのようなことをしたらいいのかわからないところもあり、定期的にコーディネーターが集まって会議をしております。会議では各園の支援児の状況を出し合ったり、悩みを聞いたり、自分たちのスキルを高めていきたいという思いから、コーディネーター自身が勉強をしていこうということで、障がいについて勉強しています。また、市立医療型児童発達支援センターいちょうとも連携しながら、研修を開いていただいたり、いろいろと教えていただいたりすることもあります。また、特別支援ゼミや各園での支援児担当者会議など、コーディネーターが中心となって行っております。今後はコーディネーター自身のスキルを上げていくとともに、各園においてサポート児への支援等、担当保育者と一緒に考えながら保育者のスキルも上げていくように、コーディネーターの役割を果たしていくことが必要だと思っております。以上です。

会長： 続いてよろしくお願いします。

事務局： 続きまして、こども施設課の方から私立保育連盟との連絡会の協議状況をご報告したいと思います。連絡会の中で、市からコーディネーター設置の方をご提案したところ、先程の説明もありました通り、公立園でコーディネーターの設置を始めたところということもございまして、公立園の実践というのが、役割の確立がまずは必要なのかな、というところでもございました。

その中で、体制構築に対しての大きな方向性に、ご異論はなかったものの、そういった人員配置の体制づくりのためには、例えば人件費の扱いなど課題が残っておりまして、現在のところ、まだ実施には至っておりませんが、今後につきましては公立での取り組みを踏まえたうえで、全ての就学前施設で内容を共有していくことが今後の課題であると考えております。

当面は、保育サポートのリーダー保育士さんが研修を受けたりすることで、受講・伝達の役割を担っていく、そういうところからまず始めていくことが、将来的には公立・民間こども園等にコーディネーターの役割が配置できるというこ

とになってくれば、その中で支援体制を含めた制度構築を検討していく、そういうところを考えております。以上です。

会 長： ありがとうございます。続いてよろしく願いいたします。

委 員： 医療型児童発達支援センターとしての後方支援といたしまして、まず福祉サービス事業として行っておりますのが保育所等訪問事業です。平成 29 年度契約数は 7 名、30 年度は 10 名、令和元年度は現在 13 名とニーズはどんどん高くなってきています。専門性を求めたニーズの高まりを感じておりますので、作業療法士（以下、OT と表記）、言語聴覚士（以下、ST と表記）が保育教諭に同伴して訪問することも行っています。また、今年度から、OT が担当して保育所等訪問支援にも対応させていただいております。

また、福祉サービスではない、基本相談で行う施設訪問支援なんですけど、特に保護者からの依頼に限定するのではなく、施設の職員が支援方法を知りたい、子どもの評価をしてほしいなどのニーズに応じて訪問させていただいています。この訪問支援も年々件数が増える傾向にあり、担当職員は保育教諭、理学療法士（以下、PT と表記）、OT、ST と、当センターの専門職全体で関わっています。

また個別外来の訓練部門では、必要に応じてこども園・幼稚園等に通っておられる園児さんの理学療法、作業療法、言語聴覚療法を行っております。必要に応じて、こども園等で姿勢管理、摂食、訪問支援を行っております。保育部門では以前は保健センターから紹介の集団に入園するまでの子どもが多かったのですが、最近はこども園・幼稚園等に通っておられる園の先生からの紹介であったり、保護者の不安による相談から外来保育につながるケースもあります。外来保育から作業療法、言語療法に引き継ぐケースもあります。また、外来保育から保育所等訪問支援事業につながるケースもあります。

こども園等に向けての研修も行っております。食事について、重度障がい児の療育について、子どもの介助、抱き方、日常生活動作、訓練の概要について、乳幼児の言葉の発達について、スプーン操作の習得やステップについて、保護者に寄り添うことや支援について、という内容で行い、こども園等の職員にも参加してもらいました。今年度は特別支援ゼミの職員に療育の見学の機会を設け、特別支援への知識を身につけてもらえる機会となっただけだと思っています。課題といたしましては、まずはマンパワーの問題です。当センターの根幹とも言える通園療育と並行しての業務となりますので、療育時間との調整が非常に厳しいです。特に OT、ST は各一名の配置ですので、後方支援には限りがあるという実情です。また、専門性を高めることへの問題がふたつ目の問題として挙げられます。後方支援するにあたり、それぞれの専門職がこども園等の職員を支援するということへ研鑽を積む必要があり、それには経験の積み重ねと、研修に向かう時間も必要であるということが問題になっています。医療型児童発達支援センターの報告は以上になります。

会長： ありがとうございます。今、訪問事業について報告を受けましたけれども、その細かい内容は実施報告の中に書いてありますか。

委員： 件数は書いてあります。

会長： 件数だけですね。報告された内容についてはいただいた資料の中には何も書いてないですね。報告だけですね。

委員： はい、箇条書きで書いてあるものになります。

会長： そうするとなかなか聞くのが大変です。難しい。だけど問題意識をもって聞けば入ってくるんですけど、一発で理解して判断するのが難しいかなと思いました。ただ後で詳しく質問があればですね、各委員から質問して、答えていただいたらと思います。委員の方は遠慮なく、あそこでちょっと触れておられたけれどももう一回聞きたいということがあれば、また聞き直すということもしていただいたら結構かと思います。ありがとうございました。それでは、母子保健状況についてのご報告をお願いいたします。

委員： 保健センターからです。乳幼児健診の実施状況についてご報告をさせていただきます。資料5の3枚目から6枚目までが、平成29年と30年度の実施状況ということで資料を出させていただきます。平成29年度、30年度の実績においては、各集団健診の実績状況を書かせていただいておりますが、4ヶ月健康診査、1歳6ヶ月健康診査、3歳6ヶ月健康診査の受診率は概ね90%台で、府下平均もしくはそれを上回る状況を経年続けております。また、児童虐待の防止の観点から、国や府の方針もあり、未受診の子どもさんについて、把握率は100%で、必ず確認の方をさせていただきます。

フォロー状況ですが、要経過観察、要精検、要治療ということで異常なしではないお子さんについて、結果をそれぞれ出させていただきます。4ヶ月健診については、主に体重、身長などの身体面のフォローが多くなっており、経過観察時健診が4ヶ月健診の後にあり、そこで受診していただく場合が多くなっております。そのほかに育児不安や、育児環境の問題など、養育面で気になるケースは継続して支援するというところで、29年度は25%程度、すべてのフォローということで、30年度は18%となっております。

1歳半健診ですが、年齢的にも心理発達面での見極めが必要なケースが多く、まだ年齢的に小さいので発達の遅れなのか環境面なのかというところの見極めも必要で、フォロー率がかなり高くなっております。29年度は26.5%、30年度で21.2%、経年的には20%前後でフォローしているような状況です。健診後には保健師が電話等で発達の聞き取り、再確認を行ったり、健診後にフォロー教室であるぴよんぴよん教室に参加いただいたり、発達相談等で臨床心理士に発達を見てもらう経過を踏む場合が多い状況です。

3歳6ヶ月健診ですが、この時期はすでに保育所や認定こども園などの集団や、療育機関や、みらいなどの相談機関につながっているお子さんが増えてきます。そういう意味では少しフォロー率は減りますが、引き続き発達相談や、保健師のフォローとして経過観察し、保育サポートの対象児として支援していくケースがでてきます。1歳6ヶ月児はもちろん、3歳6か月児の健診後のお子さんもまだ年齢的に小さいので、発達の見極めや保護者への相談や他機関など必要な支援につなげるまでに時間がかかる場合があります。引き続き保健師が時間をかけて家庭訪問をしたり、経過観察で相談支援を続けるケースも多くあります。

課題としては、見極めをきちんとしていくこと、必要な時期に必要な支援につなげること、スタッフのスキルをつけることだと思っております。また、乳児健診の受診率も高い状況であり、お子さんの出生時から就園前までの情報が集まってきます。お子さんや保護者の状況が集約されますので、保健センターでの健診が入り口となって、支援と情報についてはバトンタッチ形式で様々な支援につないでいけますが、関係機関の間での情報共有では、個人情報保護について課題としてあがってくるのではと思っております。

会長： ありがとうございます。八尾市の場合は乳幼児の健診で、フォロー率の数字等の紹介があったんですけども、議論はまたあとでやればいいので、先に報告を受けなければいけないのかなと思います。続きまして、みらいの状況を含めてご報告をお願いします。

委員： 子育て総合支援ネットワークセンターみらいにおける事業の状況についてご報告させていただきます。みらいで行っております児童家庭相談の状況でございますが、相談件数が29年度、30年度にかけてはほしい横ばいで1,100件程度となっておりますけれども、経年的にみますと増加傾向となっていて、その中でも児童虐待相談が増加傾向にあります。29年度は649件、30年度は672件というふうになっております。家庭訪問であったり、関係機関との連携により継続して対応するケースが多い状況となっております。

この中で障がい相談につきましては、軽度発達障がい、いわゆるグレーゾーンと判断され、他機関から紹介されるケースでありましたり、児童が抱える課題というものがでてきて、保護者から相談されるというケースが多い傾向にあります。

次に保育サポートとの関係であります。児童家庭相談の方から、保育サポートにつなげるというケースも結構ありまして、29年度は6件、すでに在園中の対象児の相談が2件ございました。保育サポートのための発達相談の対象の方は68件となっております。平成30年度に児童家庭相談から保育サポートにつながったのは4件、すでに在園中の対象児の相談は21件ございました。保育サポートのための発達相談の来所数は57件となっております。

平成29年度の親子教室の参加状況ですけれども、全体で39名、30年度も39

名の方が教室に参加いただいています。親子教室の参加者の方と施設との交流事業でございますけれども、例年、公立保育所やしょうとく園の見学会を実施しております。保育体験であったり、保護者の質問などに答えていただきまして、今後の進路決定の参考にさせていただいています。保育所や園の保育サポートに関する相談につきまして、翌年度の入所申請の時期に合わせて相談を受けていただいております、だいたい29、30年度とも60件程度、みらいからも約10件程度、必要なところに繋いでいるという形になっております。

みらいで対応する障がいの相談としましては、概ね2歳から4歳の児童の方の相談が多くありまして、障がいの診断を行うにはまだ早いですけれども、生活上での困難さがあるということが結構ございます。経年でみますと、発達障がいに関する相談が増加しており、最近の傾向としましては、就園後に児童さんの特徴として、発達に偏りがあったり、落ち着きがないとか、視線が合わないとか顕著になって、保護者から相談をいただくということが結構ございます。みらいの行っている事業の説明としては以上になります。よろしく申し上げます。

会 長： ありがとうございます。それでは続きまして、障がい福祉状況について報告をお願いいたします。

委 員： それでは、障がい福祉という視点からご説明させていただきます。まず、就学前の障がい児の方については、障害児通所給付という福祉サービスを利用させていただくことがあります。就学前の障がい児が通園をして、日常生活における基本的な動作の指導ですとか、集団生活への適応訓練など、療育事業を行うというものですけれども、種類が2つありまして、センター型と一般型というものがありません。

センター型と言いますのは、先程、医療型児童発達支援センターということでご説明させていただきました、いちょう学園に通園していただくことと、福祉型のセンターでは八尾しょうとく園ということで、2つのセンターが八尾市にはありますので、いきなり集団保育に馴染むにはもう少し療育が必要かという方については、いちょう学園、もしくはしょうとく園に通園していただいて卒業後、地域のこども園や保育所に入園していくという方も一部いらっしゃるということで、その後、保育所とかこども園と連携して子どもの育ちを見守っていくという形になります。

一般的な児童発達支援では、一部の法人で就学前の子どもさんが、保育所やこども園に通いながら並行して利用される場合もありますし、在宅の方が児童発達支援を利用されるということもあります。一般の児童発達支援につきましては、事業所が平成31年4月1日現在で18事業所、子ども達を受け入れているというような状況でございます。また、この利用が年々増加している状況にありまして、基本的には手帳があってそういう福祉サービスを利用するということがなんですけれども、現在は手帳がない状態であっても、みらい等の心理士による発達検査の結果等を受けまして、児童発達支援を利用されている方も増えてきて

いると状況にあります。

今後の課題としましては、児童発達支援を利用しながら、一方では保育所や子ども園も並行して利用しているということもありますので、そういう子どもを中心として、関係する機関が個人情報保護の観点はあるんですけども、子どもの様子をみんなで見守りながら、集団で受ける生活と個別で過ごす時間をうまく連動させながら子どもの発達を促していく、支援していくところで、関係機関の連携というものが大事になってくるのではと感じるところです。障がい福祉の観点からは以上です。

会 長： ありがとうございます。以上が管理表の2段目までの報告になります。よろしいでしょうか。それでは、就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくりにつきまして、ご報告をいただきます。⑤と⑥について報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

事 務 局： はい。提言項目の3につきましては、大きな総論の話で言いますと、切れ目のない支援を総合的にどう発展するのかという、部局をまたがる全般論がありますので、それは課題として、最後に申し上げさせていただきます。

⑤・⑥につきましては主に子育て支援課で担当している分ですので、まずは⑤個々の就学前の障がい児を中心におき、切れ目のない支援の整理発展を図る仕組みの30年度の実績といたしましては、子育て支援課で保育の利用調整担当として、各関係所属と協議を行いまして、年間の流れを改めて整理させていただきました。

具体的には提言をいただく以前には、特別な支援を必要とする就学前の児童につきましては、幼稚園等幼児教育施設、それと保育所等での保育サポート、また児童発達支援センター等の療育等、それぞれの分野の施設の申請時期や窓口から、それぞれに個別に行われていたところを、平成31年4月の公立認定子ども園の開所をきっかけといたしまして、教育・保育両方ありますので、保育サポートの受付時期を同時期にする形で子育て支援課の方で一元的な受付をさせていただくような取り組みをいたしました。併せて、児童発達支援センターの決定時期もご調整をさせていただきますして、就学前の施設については適切なサービス決定ができるような工夫をさせていただいたところです。

次に⑥の調整会議の導入についてですが、提言をいただきました昨年度、関係所属とともに、調整会議を実施いたしました。10月の受付時期に申請がございました66人の児童に対して基準にそって優先度を協議し、利用調整を実施したところがございます。数値実績につきましては、資料5に平成31年度入所の障がい児（保育サポート枠）の保育施設入所状況と書いてございまして、真ん中の四角のところに保育サポートの総入所数の推移がございまして、これをみると平成28年度以降190超くらいで推移し、横ばい傾向で決定しておるところでございます。

今後の課題でございますが、調整会議は関係所属の調整の場と実施しており

ます。それぞれに子どもさんの情報をお持ちですので情報を出し合って、協議しながら進めていくというやり方なんですけれども、当面実施した後には会議の位置づけについて、より強化していくべきか等の検討が必要かなと思っております。

項目3全般としての切れ目のない支援をどう発展するかという方向性につきましては、八尾市はこれまで、年齢やライフステージも応じまして、主たる関係機関がバトンタッチしながら支援に取り組んできたということで、先程、他の委員から個人情報の課題も含めて報告がありましたけれども、児童を中心において、保護者に寄り添って、必要なサービスを組み合わせ、いかに子どもにとって一貫性のある支援を行っていただけるかというところで、当該児童へのケアマネジメントがこれまで以上にしっかりと機能するよう、八尾市での切れ目のない支援の連携をいかに高めるか、そういった仕組みの発展の検討が必要であると認識しております。以上です。

会 長： 続いては、提言項目4、保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくりということで、仕組みづくりのポイントが⑦・⑧・⑨と3つあります。それについて順次ご報告をいただきます。まず事務局からお願いします。

事 務 局： ⑦のところの説明をさせていただきます。実績・成果はこちらに記載している通りなんですけど、保育サポートの現状提供時間は保育短時間となっていますけれども、保護者ニーズとしては保育標準時間での保育サポート提供を求める声があることに、どのように応えていけるかということ課題としており、私立保育園連盟に、今後の課題として協議をさせていただいたところです。

市としてはこういった制度構築のために、必要な補助金制度の構築なども検討を進めているというご提案をさしあげる一方、連盟からいただいたご意見としましては、保護者の保育ニーズというの理解できるものの、あくまでも子どもを中心においた形でのサービス利用を前提に考えていく視点が必要なのではないかというご意見を頂戴しております。

ご指摘を踏まえますと、そういった障がい児へのケアマネジメントの普及であるとか、例えば、認定こども園等での個別における保育支援計画等は、これまでの取り組みがある中かと存じますけれども、そういった計画での取り組み内容をより充実させていくという形の方向性が必要なのではないか、と意見交換をしているところでございます。そうした中で、今後の具体的な取組みとしましては、支援計画の策定実践の強化とともに、それに際しての関係機関との連絡共有体制の強化、あくまで子ども中心とした課題を整理していくという視点が必要なのかと思っております。以上です。

会 長： ありがとうございます。続いてよろしく申し上げます。

委員： 障がい児保育の加配段階の認定審査する際のサービス決定基準を明確化についてですが、平成 30 年度に、保育サポートの加配の基準を策定しております。事業的には実績・成果のところに書いておりますように新版 K 式発達検査における発達指数で一次判定を行って、それに加えて聞き取り調査で、生活状況であったり発達の状況、行動面の課題なども考慮したうえで加配判断をするというものになっております。1：1、1：2、コーディネーター対応というところでそれを考慮するという形になっております。コーディネーター制度の市全体での導入は、今後の検討段階であるため、当面は1：1、1：2の加配の判断で運用をする形にしております。

今後の方向性とか課題のところでは言いますと、保育サポートの加配基準に関してはこれが正解という訳ではなくて、実践を重ねながら適正化していくことが必要であると考えております。医療的ケア児の部分についても加配基準を今後検討していく必要があるかなと考えております。その中で、保育サポート（障がい児保育）のサービス決定基準づくりを進めていく必要があるかと考えております。以上です。

会長： ありがとうございます。それでは仕組みづくりのポイントの⑨になりますけれども、審査結果を基に、適切なサービス案内ができる申請窓口とするという点について報告の方、よろしく願います。

事務局： 先程の項目③でも申し上げた調整会議の際に、この実績に書いておりますように、切れ目のない支援を行うという趣旨で、受付前段階から関係所属機関と共に教育・保育・療育分野における選択肢についても情報共有をしながら取り組んでおるところです。そのため、選考結果で不承諾となられた方に対する案内についても、子育て支援課でご相談があれば、結果説明と共にご案内するようにさせていただいていますし、関係所属の方からもフォローしてもらうような形で、ご申請いただいた全ての方が何らかのサービスにつながるような対応が昨年度できたところでございます。報告については以上です。

会長： ありがとうございます。続きまして、提言項目 5、インクルーシブ（育ちあう）保育実践をつくり出すことができる仕組みづくりにつきまして、ご報告いただきます。仕組み作りの⑩・⑪になりますが、これは塚本委員の方からご報告をお願いします。

委員： 教育委員会としまして、就学前の子どもたちを含めて特別支援教育という視点で、園を支援していくという視点と、インクルーシブを実現していくという支援の方向性から体制づくりをしてまいりました。30年度といたしましては、31年度のこども園の開所を見据えた体制づくりというところで取り組みを進めてまいりました。

実績・成果に書かせていただいております、既存の仕組みを活かすための特別

支援ゼミ、これまでも綿々と受け継がれていっておるものですが、引き続き特別支援ゼミを開催しております。令和元年度から実際に動き出しまして、年間6回のゼミを実施しております。内容といたしましては全体会、それから巡回指導への参加、研修、いちようへの体験実習施設見学という形で特別支援ゼミを実施しております。基本は固定メンバーなんですけれども、研修についてはゼミ以外の私立園等の先生にも案内をさせていただいて、多数参加いただいたという状況でございました。

また、ノウハウや実践を継承して公民共通でスキルアップできる研修制度を作るという体制につきましては、こちらもゼミでこれまでの研修をしていましたのでその1本、それから幼児教育・保育の研究の体制が整ってきておりますので、その研究の中で2本の研修を実施しております。こちらは各認定こども園に配置されております特別支援教育コーディネーターが企画、内容を検討して運営していくということで、コーディネーターの育成を兼ねた研修になっております。

また、教育センターの方では学校園にむけた特別支援教育に関する研修を年間15本ほど実施しております。中身といたしましては、子ども理解、障がい種別に応じた研修を学校園の先生に開講しておりますけれども、こちらも可能な範囲で、こども園の先生にも受講していただけるような周知を図るという形で、インクルーシブ保育が浸透するような体制づくりとしてまいりました。

課題といたしましては、一人ひとりの子どもの特性に向き合った適切な支援をタイムリーに行うというような、質を向上していく取り組みの、不断の努力が必要であるというところから、内容についても精査をしながら、その中身について特別支援教育コーディネーターの方と共につくり上げていくということが、インクルーシブ保育の推進につながると考えておりますので、そのような協議検討を引き続きしていきたいと考えておるところでございます。以上です。

会長： 報告について、なかなかついていくのが私自身も難しく、やっておられる方は具体的な仕事をされて、それに基づいて報告されたと思うんですけれども、一応、これで各現場から管理表に基づいた実績・成果・課題も含めてですね、ご報告いただきました。

ここでですね、民間園の現場の状況についてもご報告いただきます。ご報告をお願いします。

副会長： 資料には29年度、30年度に、私の園でサポート枠で入園した子どもに対する配慮の一環として、報告をあげさせていただいております。年1回障がい児の巡回指導で専門の先生に来ていただいて、今の保育のやり方がどのように子どもに影響しているかということも、子どもの発達と共に見ていただきながら、適切なアドバイスを現場で右往左往している職員にいただくことで、そこでヒントをいただいて、また一年後、という形にはなるんですけれども、先生も学校のお仕事もありますし、お忙しい中、なかなか年2回に増やす希望は実現できていな

いのが現実です。現場で一生懸命やっている職員にとって、正しいのか正しくないのかというよりは、これでいいのかどうかという迷いの中でアドバイスが必要です。一年というのは子どもにとってとても大きな一年でして、現場でももう少しヒントをいただけたらという思いは強いです。

ただ、その中でいろんな関連機関の方と連携いただいているというのもありまして、医療型児童発達支援センターいちょうから訪問に来ていただき、アドバイスをいただいたりということもできるようになりまして、その個別の指導の部分では手厚くしていただけているかなと思います。

研修もできる限り、障がいの関係の研修にも出させていただいております。29年、30年とそれほど大きな動きは園のほうではないんですけど、やはり支援のいるお子さんは一人ひとりが当然違うので、1:2とか1:1とか、配置の部分の問題もあるんですけども、この子の支援をどうしていくかについて、全体の保育を見ながら日々、大変かなというところは思っております。

先程、公立では、コーディネーターが配置されて進められているところなので、民間園でいいますと、主幹保育士でやってくださいと言われても、なかなか現実いろんな園の職員体制があると思うので、そういう部分でも公立が取り組まれていることでプラスそれを民間園の方にも。民間園の中であげたら一番いいんですけど、なかなか、現実には難しい園もあるかと思います。現にうちは難しい。なので、そういうところで専門の方のコーディネーターが勉強されたことを私立園のほうに伝えていただいたり、ご指導いただけたらありがたいかな、と思っております。

なかなか今、私立の園長会でも議論になっているんですけども、保護者の就労の問題については、すぐに答えが出せることではないと思いますが、0歳から進級して行って2歳くらいから「この子ちょっと気になりますね」ということで、相談させていただいた上で、3歳からサポートで進級するときには、0歳児の時点から保護者は就労されておりますので、就労時間の問題っていうのが目の前にくる訳で、長時間保育をいきなり短時間に変わらない事情もありますが、その中でも、その子によって特性が違いますので、もう少しその辺りを、保護者と園だけでなく専門の方に入ってきていただいて、保護者にこの子の支援に何が必要なのか、確かに就労も大切ですけども、ここを手厚くしていくほうがいいですよ、という助言ができればと思います。現場の園だけがしんどい思いをするのではなく、専門の方も交えたご相談ができたらいいのかなというご意見があります。

3歳のサポート枠を決定されるときは、たぶん強制的に短時間にしてくださいと仰ってはないと思うんですけど、例えば朝8時から預けますと言われたときに、早朝保育の中で、その子の対応がどこまでできるのか、職員の配置的にサポートの職員が10時間以上働けるのかとか、いろんな現実的な問題があるので、その辺りも入所係の方も実際受ける園の状況とか、その子の特性とかいろんなことを踏まえて事前に相談いただけたら、決定しましたという前にもうひとつ段階がないのかなと今回の入所の決定の時にも思いましたし、実際お母さんが働きに行く時間を短くしてくださいということは園からは言えないので、その

辺りを違う形でサポートできる仕組みがあれば、どこもストレスを感じずにやれないかなということを感じます。

多分、私の園だけじゃなくて30か所以上園があり、いろんな先生方の思いがありますので、この場を借りて、今、現時点で園で受けたお子さんに関しては精一杯連携を取らせていただいていますし、親御さんとのコミュニケーションもとりながら、3年間、卒園するまでを一生懸命させていただいていますが、その前段階で、もう少し違ったサポートができないかが、今後の課題として感じております。みらいにしても、いちょうにしても、しょうとく園にしても、いろんな関連機関との強化という部分でも、どこも、やる仕事は皆様いろいろ抱えておられますが、そこが本当にスムーズに連携、教育センターもそうです、就学前の相談もやっぱり親御さんの不安という部分では件数も増えていると思うし、うまくいきかけているところなので、もう少し壁を越えた形でスムーズに連携が取れていけばいいかなと思っております。以上です。

会長： ありがとうございます。それでは、一応、一通りのご報告をいただいたので、今から全体について意見交換ということになるんですけど、どこからでもまず出していただいて、時間も限られていますので、意見交換をしながらご報告された方に繰り返しお願いする点もあるかと思いますが、また説明もしていただいて進めていけたらと思います。どなたからでも結構ですので、ご質問・ご意見等遠慮なく出していただけたらと思います。いかがでしょうか。

●意見交換

委員： 多方面に渡って努力されているのが、よくわかります。でも、メインのテーマである「育ちあう」ということが、難しいのではないかと思います。範囲を決めるのが。障がいのある子とない子と、とあえて言いますが、一般的に障がいのないといわれる子どもとの交流というものが主になっている、しかしそれを支えるものがある、障がいのある親と保育士の育ちあいであり、保育士と保育士のあいだでも育ちあいもある。障がい児と障がい児の育ちあいもある。育ちあいというのは保育に関連するすべての人の間にある訳なんですね、そのところを含めた「育ちあい」というテーマを扱われているかという、そうなんだけれども、誰と誰が育ちあうのかという話、これは我々、研究者が言うのは目線が高いですね。

保育士目線で考えたら、どこが一番弱くて、障がい児と障がい児の育ちあいはないのか、Aという保育園とBという保育園の障がい児の育ちあいというのはないのか。敢えて難癖に近いことを言いますが、「育ちあう」という対象をもう少し広げたほうが自由になるのではないかと思います。園を中心とする行政側の代表として、一部聞こえたような感じもするんですけど、言いにくいところもあるんですが、障がいがある子どもに対してサービスをする、専門性に則ってサービスをする、その方法は間違いないと思います。

今は医学なんかでも専門医制度ですからね。それは専門家を育てるときにコ

ーディネーターやリーダー保育士というような名前が、仮につけられていますけど、誰が認定するのか、どういう資格を以て、最低限の資格とするのか、そういうところを現場の意見も踏まえながら考えてみたほうがいいかなと思います。以上簡単ですがすみません。言いにくいことを言ったと思いますけれど申し訳ない。

会 長： ありがとうございます。「言いにくいことを…」と気にしてもらおうと困るので、ずけずけと言ってもらってみんなが悩み、考える、見直すということが大事なので、自重しないでどんどん問題を投げ掛けていただけたらと思います。

委 員： 言う対象が違います。ここにいる方々にはもう言わなくても言いことですが、この方々の助けを借りて、行政として内容を定める人に、内容を聞いてもらいたい。

会 長： ありがとうございます。続いて他にご意見有りましたらどうぞ、いかがでしょうか。

委 員： 全体を拝聴しておりまして、保育の原点というところがでましたけれど、集団保育については、すごくいい援助がされそうですね。家庭保育というか、家庭での育ち方についてのサービスにも名前としてはありますけれど、どういう方々がどういう資格をもってされるのか、もうひとつわからない気がします。

教育の方とより関係が深まればいいかなと思っています。教育の方からの実態を示すような関連する会議はあるのでしょうかね。某保育園から来られましたが小学校2年生になった時に、診断もついてどういう問題がありましたかとか、どんなふう育てるべきかというのは教育の部に渡される訳ですよ。保育としては言うことないですよ、それでいいところもあるし、個人としては聞きたいところもある。私たちが訪問事業で保育所に行き、こういうことしたらどうですかと提案をしますね。それはそれで終わりです。こうなりましたという事を見るチャンスはない。そういうところでもうひとつお互いに育ちあうって情報の交換をされたらいかがでしょうか。

教育も大変ですよ。いじめの問題でね。子どもに対するサービスの中で、家庭内暴力の話っていうのはちょっときつところがある。八尾はどうなんですか、そういう一般的なDVといわれるものの発生率とか。障がい児保育ゼミをしておりますと時々疑いをもたれる子どもさんについてのケースがあがってきますね。お母さん独りで子どもを育てているような、家庭内の不調和というのは気になるので、家庭内保育を取り上げていただければと思います。

PT、OT、ST を同伴されて、ということもありましたけれど、その方々の資格を考えておかねばならないのではないかと思うんですね。PT、OT、ST を養成するなら、それはそれで代表して連れていけばいいんですが、いきなり（異動や採用をされて）来て、障がい児福祉とは何かをいうことを考えずに、ただPT、OT、

ST の立場から意見を言われるっていうのは少し違うなと思います。育ちあうって難しいなあと思いながら聞いていました。以上です。

委員： 私からは、抽象的なところより具体的なことを言っていきます。例えば、提言書2の③コーディネーターを導入するという部分で、公立だったらコーディネーターの資質向上が課題だということが出ました。どこに質問していいかわからないんですが、民間の場合は打診してるんだけど、やはり予算のこともあったと。じゃあ仕組みの具体的な内容（案）のところ、予算を出すということは果たしてできるのかということですね。もうひとつは民間園では、キャリア・アップ研修との兼ね合いもありますので、それをうまく活用できないのかという点が、案としてあってもいいのかなと思ったところです。

それから、提言書3の⑤で、子どもを中心として一貫した支援、ということが出ましたが、課題として、バトンタッチ形式で個人情報保護との兼ね合いもあると仰ったんですけども、一貫した支援ということであれば、誰か一人、コーディネーターみたいな方が必要なのかなと思うんですけども、そんなことが市として可能なのかということですね。これも質問になるのか、どういう制度を作っていけばいいのか、という議論になるのかわからないですけども、少しそこが感じたところになります。以上です。

会長： ありがとうございます。今回、新しい体制に入って、コーディネーターの制度を導入して、実践経験がある人で経験をかなり積んでいるという人が、最前線で直接子どもに関わる実践者、保育士と専門家との間に入ってどうつないでいくか、コーディネーターが巡回したりしていくということも含めてですね、新しく体制をとった訳ですね。それは専門家が直接子どもに関わる訳じゃなくて、専門家がアドバイスしたこと、それを尊重しながら現場に即した具体的な実践を展開していくと。その時に、コーディネーターという実践を経験したベテランの実践者が間に入って、専門家の知恵を、現場の悩みを間に挟まれながら進めていくという趣旨だと思うのですね。

コーディネーターの資質は、そう簡単に立派なコーディネーターが最初からいる訳ではないと思うので、これから新体制としてコーディネーター制をとったことでどういうふうに良くなっていくのか、何が問題として出てくるのか、足元を見ながら検証していくことが必要なんじゃないかなと思いますね。

それから、専門家の役割、あるいは提言とかアドバイスを事細かく一つひとつについてそれを実践できない訳ですから、具体的な一番悩んでいる子どもや保護者や保育士との間に入ってコーディネーターがどう動くかが、この新しい体制のポイントとなるかなと思っています。

私は委員の時も、コーディネーター制というものを注目していて、推進した者の一人ですけども、そうしないと現場は専門家に指導されるだけになります。専門家も専門家の立場で意見を発言するわけですけど、実際の現場でどうなるか、ということを読み取って、現場に役立つ知見を伝えないと、本当の専門家

でないと思います。

そういうことで問題は連携ですね、知恵は連携。各立場で自分の置かれている役割、責任をどう全うするか、その結果として子ども自身、親、家族が「良かった」と、「前より少しずつ前より良くなってきた」と、変わっていくことなんじゃないかと思うのです。そういう新しい体制が始まったので、コーディネーターの資質向上ということはですね、先程指摘されたのはこの新体制で、本当に一番中核的な問題ですね。それはコーディネーターとは何か、ということをしよっちゃん考えないといけないと思います。そうしないと、現場にしっかりしろ、と言っても、現場でもわからないことはいっぱいありますし、専門家に聞かないといけない。だけど一番困っている現場が専門家にすぐ来てもらって確かめられる、教えてもらうことができればいいですけど、そう簡単にいきません。専門家としても自分の専門性を役立たせようと思えば、現場に還元できるような知見でなければ役に立たない訳で、現場の方を向いてないと困るんですけど、いつも現場に行く訳にもいきません。そういう時にコーディネーターの役割というのが、非常に重要なんじゃないかと思います。

民間の立場としては、コーディネーターがどういう形にいるか、園の事情によってだいぶ違いますので、ゆとりもなかなか無い訳ですね。キャリア・アップ研修もひとつの機会じゃないかというご指摘があった通り、民間園は民間園としての園の独自性を維持しながら、自分の園で起きている個々の具体的な問題をどう解決していくかという時に、一番中にいるメンバーで担える人を養成するなり見つけていく、実際日頃からやっている筈です。主任とか実力のある人を抜擢しながらね。民間園としてもコーディネーター制を参考にしながら、すぐにはできないけれどコーディネーター制の知恵を活かしていけたら、ありがたいと思っています。

それから、委員からも指摘されていた学校教育との接続や、切れ目のない支援の調整会議を行っている訳ですが、会議をやっているんな人が集まったら、それだけで「うまくいったな」というのは幻想なので、調整会議を進めていって、調整をしつつ各機関が集まり連携をして、本当に何が成果として出てきたかを、誰かが調整会議がうまくいっているかをチェックする人や、体制が必要だろうと思います。制度をつくればうまくいっているのではなく、制度を担う責任者が制度の趣旨を理解して動いていく人物がいないと困ると思います。そういうことも行政は考えていると思いますし、必要になってくると思います。

報告にもいろいろありましたけれども、報告した人が、どういう趣旨で報告しているか、何を課題として報告しているかを、ゆっくり読み取っていけば、新体制にむけた考え方が抽出されてくると思うんですけど、一応、役割分担として報告してもらっていますけども、単なる役割分担ではなくて、発表や報告をした方は、新しいやり方の趣旨を活かして自覚して定着して、より良くなっていくような方向にご努力いただきたいと思っています。期待しています。いろいろと報告があって、聞きたいことがいっぱいあります。先程、質問された点とも重なっています。時間も限られていますけども、まだ少しありますので、具体的なお報告

についての質問や確認をしたいことがありましたら、出していただきたいし、ご報告いただいた方も、自分の役割・責任としては報告したけれど、自分の意見としてはこれでいいのか、どう考えたらいいのかという問題意識があれば、遠慮なく出していただけたらと思います。どうぞ。

委員： 児童デイサービスの存在をどのように捉えるか。そこで起こっている課題を私たちはどんなふうに対応したらいいのでしょうか。

会長： ご意見を簡単に言うと、児童デイをどのように考えるか、ですね。

委員： それを利用し、それがあがるために、保育に力を注いで生計を立てることができる人もいますし、ま、いいところもあるんですけどね。我々が議論してきた初期の段階に留まって、どういう風にしたらいいのか迷っている児童デイも多いですし、どういう理念でやられているのか、人伝えには聞くけども、よくわからないところもあって、児童のことも考えて言わないといけない部分があります。委員の方の中に、児童デイをどう対応されるかを担当される方がいらっしゃるかどうか。

会長： 先程のご報告の中に児童デイについても報告がありましたけれども、見解というよりも委員のご意見を踏まえて補足でもご意見でもあれば、遠慮なくどうぞ。

委員： 児童デイと言いますか、就学前の子どもを対象とするのは、「児童発達支援」になると思うのです。小学校に上っていったら「放課後児童デイサービス」という名前が変わっていくということです。確かに、先生がおっしゃっていただいた通り、先程、ご報告いたしました通り、事業所の数が急激に増えていって、利用している子どもも増え、その中で提供される時間の中身や支援員の方の質の課題が大きくなってきているということも、数が増えるのと比例して、確かに言われているところでは。

先程、課題の中に、集団保育を受けながら、放課後デイサービスや、就学前の児童発達支援については、ある意味、幼稚園で言うと預かり保育的な位置づけなのかなと思うところもありまして、実際の受け入れの中心となって、一日の多くを過ごしているこども園や保育所での過ごし方、放課後デイや児童発達支援での過ごし方、また、家庭に帰ってからの過ごし方、この3つがしっかり連動して、子どもの発達につながって初めて子どもの発達が健やかに成長していくと思っています。

そのため、いかにそこをうまく有機的につなげていくかというところが、八尾市の今所管しているサービスでの課題かと思っています。その有機的な一つが受け入れ施設で個別支援計画とか支援計画が、まず一日のほとんどを過ごす、またメインで関わっておられる施設や機関が、子どもの育ちの支援をどのように考えているのかを中心としながら、その中で児童発達支援や放課後デイサービ

すがどのような役割を共に担っていくのか。そのように、一つひとつのケースで常に会議をして、人と人が話し合っただけなら一番良いのですが、どの施設も時間がないということになりますと、既存である支援計画ですとか指導計画をどのように活かしていけるのか、方法として課題も多いと思うんですが、中身について個人情報の関係ですとかがあると思うので、なかなか難しい課題もあると思いますけど、理想としてはそういう計画を媒体としながら、つながっていったりができたらいいと思っています。

委員： 児童デイを担当されている、あるいは経営をされている方々が集まって、八尾市に対してこういう事をしてほしいという相談を受けるとか体制はできるのですか。

委員： 全部ということではありませんが、障がい児へのサービスの事業所の主なところが集まって、障がい児を支援していく会議があります。

委員： 利用している親側の代表者、企業も含めての会議ですか。

委員： その会議は事業所を中心とした会議ということになりますので、事業所主体で運営されているところがあります。そういうところと連携していくということも、一定していく必要もあるでしょうし、事業所に対しての質の向上をどう図っていくかは、こちらで抱えている課題であると認識しています。

会長： 個人的な意見としては、児童デイや児童発達支援はまあまあ水準があると思うのですが、放課後児童デイサービスの実態は、玉石混合でひどいところもあるように思います。言いにくいですが。それはニーズがあって、子どもの面倒を家で見るゆとりがない、というのと見たくないというのは言い過ぎなのですが、見る余裕がない、親はやることもあると、いいとか悪いとかは別にして、そういう問題も含めていろいろ見てきて本当に一言で言えないです。行政としてはある水準をきっちりやっってくださいよと、監視するという言葉は良くないけど、ちゃんと見てると、いい加減なことではダメですよという姿勢は行政として問われると思いますね。

だからいいとか悪いとかは置いといて、障がいのある子どもが、放課後とか、保育後にどう過ごすかというニーズがあって、それを受けていく事業所がたくさん生まれてきたと。今、少しは淘汰されていると思います。厚労省もチェックしています。

そういう問題があると思うのですが、行政は個別支援計画も含めて、理念をちゃんと忘れないで、こうあるべきだよと、デイサービスや児童発達支援は子どものために、あるいは家庭のために、本来こうあるべきだと掲げてやっていくということを行政は背筋を伸ばして、ちゃんと見てるぞという役割が大事だと思います。事故が起きているところもいろいろありますからね。私の知っていると

ころも、結構いい実践されているところでも、事故が起きていますからね、小さな子どもなので。

今日新しい体制になってこういう進め方をして、提言をどのように具体化していくかということの第一歩で議論しているわけですが、私個人としては、今日した報告を録音していると思いますので、一字一句ちゃんと起こしてほしい。言葉のだぶりとか用語の使い方は、修正したらいいですね。だけど報告したことはしっかりと記録して、それを委員と行政の担当者は、もう一回全部読む、そして何が少しは良くなったか、何が課題として大きいかな。

それから、もうひとつは提言に抜けていることがあるとか、提言じゃダメだったということも含めてですね、点検していくと。提言を確定したものとして、真に受ける必要はありません。提言は提言に過ぎないと思いますので、私は個人の要望として、会長のお願いとしても、せつかく、それぞれの立場で報告されたことを、文字に起こしていただきたい。そして、私たちができたことは、今日のところはここまでだということを確認して、そして、ここが抜けていたな、あるいはもっとここは星印をつけて重点的に取り組まなくてはいけないな、というところを、時間をかけて私たち委員もゆっくり読ませていただきますので、それぞれの立場で、そして良くしていくと。提言の不十分なところも含めて、さらに良くしていくということをお願いしたいと思います。事務方も大変だと思うんですけど、大事ですね。ある程度、揃ったところでプライバシーへの配慮もした上で、オープンにして、市民の人が読めるようにしたいと思います。国も自治体も含めて、そういう文書は公開されていますので、読んで意見を聞いたらいいと思うんですが、意見が出てくればね。

新しい体制になりましたので、ちゃんと空回りしないように少しずつ良くしていけばいいと思っています。その時に、先程、委員が仰っていたような、「共に育つ」という「育ちあう」という言い方は、良い言葉なのですが、いろんな立場が育ちあうということもあるし、逆に言えば本当に育ちあっていることになっているか、ということを見ないといけないよ、ということをご指摘とされているんです。僕も「育ちあい」とか「共に育つ」とか「共に学ぶ」とかよく言いますので、ご指摘をしっかり受け止めて、新しい提言の趣旨を、ともに育つインクルーシブな社会、あるいはインクルーシブな社会を担っていけるような子どもたち、その中で障がいのある子どもも、一人の子どもとして、堂々と生きていけるような体制をつくる。サービスを行うということですので、理念はずっと先のことを見据えて、そう簡単に実現できませんけども見据えていくということは大事なことで、きれいごとにしなくて、理念をもってやってほしいなと思います。

私個人的には、他の自治体などの学校現場も非常によく行って、授業も見えますけども、なかなかインクルーシブになっていません。だんだん逆行しているように思います。障がいのある子どもと一緒に、というのではなくて、一般の外国の子どもも含めて、経済的に厳しい状況の子どもも含めて、家庭的にもなかなか厳しい状況生まれて来ていますね。そういう中で育っている子どもたちが、学校に

来たら先生の前で一人ひとり大事にして、助け合って学びあっていこうと、なかなかありませんよ。学力テストということもあったりして、本当に僕は自分の目で見て、厳しいですよ。だからこそ、理想というものを忘れないで、そこをめざして不十分な点を、足元をみて少しずつ進めていくことをやっていきたいと思うし、やっていくしかないと思っています。

ちょっと長くなりましたけど。あと、発言をされてない委員も一言ずつくらい感想を述べていただきたい。

委員： 実践と理論上の問題との結びつきっていうのが大事だなと感じましたし、コーディネーター制ですか、制度の内に、いわゆる専門職としての価値観をもたせるとか、試験があるとかないとか、あるいはそういうのを誰がどう決めてるのかとか疑問に思いました。今後の改革として、コストの問題もありますでしょうし、いろんな問題が絡んでいるかと思えますけれども、そこに価値観をアップさせてもっと保育士の立場などを、アップさせていけばいいのかなと思いました。

会長： ありがとうございます。あと、ここでご発言していただけてない方はいないですね。個人的な意見でもありましたら、委員の皆様、どうぞ。私、学校現場にかなり厳しい意見を言いましたので、ぜひ反論を。

委員： 教育委員会としては大変耳の痛いご指摘をいただいたと思っています。八尾市の各学校現場では、インクルーシブ教育を進めていかなければならない、という認識を持って一人ひとりの支援を進めていて、教育センターとしても研修に努めているところですが、相談に来られた保護者の方からいろんなご意見をいただくときには、学校の先生にはわかってもらえていない、という厳しいご指摘をいただくこともございます。

その度に、教育委員会としても特別支援教育の理念であったり進むべき方向を改めて学校と共有したり、研修を通じてすべての教員に周知していくということを進めていかなければならないと考えているところです。

今、支援学級に在籍する子どもが、大変増えているというところで、個別の教育支援計画・指導計画に基づいて個別の支援に取り組んでおりますけれども、さまざまなニーズであったり保護者の思いだったりを受けとめながら、保護者と連携することの大切さを実感しているところです。授業改善、保護者連携、教員同士の連携、さまざまな課題はたくさんあると思っていますので、センターとしても委員会としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

会長： ありがとうございます。他に、ご意見ありませんでしょうか。それじゃあ、時間がまいりましたので、皆様、いろいろとたくさん述べていただき、私も、あと5時間位、議論しないと難しいと思ったくらいですけども、まずは報告をしていただき、少し議論ができました。

審議会としては、新しい体制に入って、初めての議論とやり取りということで、

これを第一歩にして、活字に起こした記録を見直して、各委員や各部局の担当
者で、その問題点や不十分な点に印をつけて、改善する方向を出していき、次
回の審議会につなげていただきたいと思います、終わりたいと思います。

たくさん報告していただいて、課題もそれぞれ出していただいて、新しい体制
になって、まだ見えませんね、新しい姿が。やり始めて、気になることがい
っぱいあるぞ、ということが、委員の皆様からいろいろ出されたと思います。け
れど、そういうことは当然あると思います。これから少しずつ変えていき、新
しい良いものにしていくということができればいいのではと考えています。そ
ういうことで、記録の方、よろしく願います。

ではマイクを譲ります。その他、協議する内容はありますか。

事務局： 特にご協議いただく案件はございません。今後の予定でございますが、事務局
の方で会長にご相談しながら本日の審議内容を基に、提言推進状況管理表の案
をまとめてまいりたいと思います。

次年度につきましては、審議会において資料を基に、提言の実現の方向性や具
体策について、より踏み込んだ議論を深めていただければと考えてございま
す。開催時期も未定でありますので、会長にご相談のうえ、ご案内をさせて
いただきたいと思いますので皆様、よろしく願います。

会長： お疲れさまでした。ありがとうございました。